

第九十四回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

昭和五十六年一月二十六日(月曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 片岡 清一君

理事 堀崎 潤君

理事 新村 勝雄君

理事 高橋 高望君

理事 足立 篤郎君

理事 上村千一郎君

理事 竹下 登君

理事 堀 昌雄君

理事 岡田 正勝君

理事 小杉 隆君

委員外の出席者

議員

自治省行政局選

挙部長

特別委員会第二

調査室長

秋山陽一郎君

片岡 清一君

大林 勝臣君

石井 一君

瀬戸山三男君

佐藤 観樹君

伏木 和雄君

安藤 巖君

理事 小泉純一郎君

理事 松本 十郎君

理事 坂井 弘一君

理事 堀崎 潤君

理事 坂井 弘一君

理事 堀崎 潤君

理事 坂井 弘一君

理事 堀崎 潤君

理事 坂井 弘一君

理事 堀崎 潤君

理事 坂井 弘一君

○片岡議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の公正を確保し、あわせて金のかからない選挙の実現に資する等のため、選挙事務所の移動の制限、任意制ポスター掲示場の拡充、後援団体等の政治活動のために使用する文書図画の掲示の制限の強化、選挙の期間中における政党その他の政治団体の政治活動の規制の適正化並びに連座制の強化を図るとともに、選挙人名簿登録の制度の改善その他所期の改正を行うとすものであるとあります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、選挙事務所の頻繁な移動が、選挙に金がかかる等の弊害の一因ともなっていることから、選挙事務所ごとに、一日につき一回を超えて移動することができないこととしたしました。

第二は、後援団体の立て札、看板や、公職の候補者等あるいは後援団体の事務所、連絡所等を表示するポスターがはらんし、批判を招いている実情にかんがみ、後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲げて掲示することができるよう立て札及び看板の類の数は、同一の公職の候補者等に係る後援団体を通じて政令で定める総数の範囲内とすることとし、また、公職の候補者等の氏名等または後援団体の名称を表示するポスターで、当該公職の候補者等もしくは後援団体の政治活動のために使用する事務所もしくは連絡所を表示したものは、後援団体の構成員であることを表示するためのものは、掲示できないこととしたしました。

第三は、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員及び市町村長の選挙における任意制ポスター掲示場制度の改善についてであります。

これらの選挙については、従来の任意制ポスター掲示場制度による場合のほか、都道府県または市町村が条例で定めるところにより、義務制ポスター掲示場の場合と同様に、一投票区につき五カ所以上十カ所以内において政令で定めるところにより算定した数のポスターの掲示場を設けた場合には、選挙運動のためのポスターは、当該掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができないこととする制度を新設し、従来の制度との選択ができることとしたしました。

第四は、選挙運動のための街頭演説をする者及び街頭演説を開催する確認団体は、長時間にわたる同一の場所にとどまるとすることのないように努めなければならないこととしたしました。

第五は、政党その他の政治活動を行う団体の自動車及び拡声機の規制についてであります。選挙時に機関紙の普及及び宣伝のため多くの自動車を使用され、また拡声機による宣伝、告知が行われていることが、選挙の公正を害すると同時に騒音公害ともなっている現状にかんがみ、政党その他の政治活動を行う団体が自動車を使用し、機関紙の普及及び宣伝については、確認団体が政策の普及及び宣伝の告知のために使用することができ、自動車を使用して行う場合は、これをすることができないこととし、また、政策の普及及び宣伝の告知のための拡声機の使用については、機関紙の普及及び宣伝する場合を含め、確認団体が、政談演説会の会場、街頭政談演説または政談演説の場所並びに政策の普及及び宣伝の告知のために使用することができ、これをすることができないこととしたしました。

第六は、連座制の強化についてであります。現行の親族連座は、公職の候補者と同居している父母、配偶者、子または兄弟姉妹をその対象といたしておりますが、同居していない場合であっても、これらの者が、候補者等と意思を通じて選挙運動をし、買収及び利害誘導等の罪を犯したため禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは、当該当選人の当選は無効とすることとしたしました。

第七は、選挙人名簿の登録制度の改善についてであります。

現在、九月十一日から十月十日までの間に投票日のある選挙を行う場合においては、九月十日に定時登録が行われた直後でもあり、選挙事務のふくそう期に登録を行うことによる名簿の正確性を損なうおそれがあることから、選挙時登録は行わないこととしたしておりますが、市町村選挙管理委員会の登録事務の改善合理化が進んできている現状から、できるだけ多くの有権者を登録するに必要と認められるため、選挙が行われる場合には必ず選挙時登録を行わなければならないこととし、あわせて、これに伴う所要の改正をすることとしたしました。

最後に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員長 これにて提案理由の説明は終わります。本案件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「同月十日を」「同月二日」に、「同月十五日」を「同月七日」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中(当該選挙の期日が九月十一日から十月十日までの間にあるものを除く。を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書を削る。

第二十三條第一項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。

第三十三條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項から前項までの規定により設置する選挙事務所については、当該選挙事務所の設置者は、当該選挙事務所ごとに、一日につき一回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む)することができない。

第三百三十四條第一項中「第三百三十一條第四項を」「第三百三十一條第五項」に改める。

第四百三十三條第十五項を同条第十六項とし、同条第十四條第一号中「政令で定める総数」を「公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数」に改め、同項第二号中「掲示されるもの以外のもの」の下に「公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるものを除く。」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第四項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第四百四十四條の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り

掲示するほかは、掲示することができない。
第四百四十四條第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号及び第三号並びに前項の規定は、次条第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、適用しない。

第四百四十四條の二に次の三項を加える。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第四百三十三條第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

第四百四十四條の三「前条第一項」の下に「又は第八項」を加える。

第四百四十四條の四「都道府県の議会」を「第四百四十四條の二(ポスター掲示場)第八項の規定によるほか、都道府県の議会に、前二条を」同条第三項から第七項まで及び前条に、「ただし」をこの場合において「に改める。

第四百四十五條第一項中「長の選挙」の下に「(第四百四十四條の二(ポスター掲示場)第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。を加え、但し」を「ただし」に改める。
第四百四十七條中「第四百三十三條第十四項」を「第四百三十三條第十五項」に改める。

第六百四十四條の六に次の一項を加える。

3 選挙運動のための街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまつてすることのないように努めなければならない。

第七百七十八條の二中「第四百四十四條の二(ポスター掲示場)第一項」の下に「及び第八項」を加え、「行なわれない」を「行わない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二百一十一條の四第九項中「第四百三十三條第五項」を「第四百三十三條第六項」に、「第四百三十三條第二項から第四項まで」を「第四百三十三條第二項、第四項及び第五項」に、「及び第七百七十八條の二」を「並びに第七百七十八條の二」に、「第四百三十三條第七項及び第八項」を「第四百三十三條第八項及び第九項」に、「第四百三十三條第四項」を「第四百三十三條第五項」に改める。

第二百一十一條の五第一項各号列記以外の部分中「宣伝告知」の下に「(政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ。を、自動車の下に「及び拡声機」を加え、但し」を「ただし」に、「左の」を「次に」に改め、同項第三号中「政策の普及宣伝」の下に「(政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ。を加え、これを「超える」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説(政談演説を含む)の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

第二百一十一條の六第一項各号列記以外の部分中「自動車の下に「及び拡声機」を加え、但し」を「ただし」に、「左の」を「次に」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説(政談演説を含む)の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

「自動車」の下に「及び拡声機」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説(政談演説を含む)の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

第二百一十一條の八第一項第五号中「会場」を「会場内」に改める。
第二百一十一條の九第一項各号列記以外の部分中「自動車」の下に「及び拡声機」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説(政談演説を含む)の場所及び前号の規定により使用する自動車の車上

第二百一十一條の十一第七項中「第四百三十三條(文書)の掲示」を「第四百三十三條(文書)の掲示」に改める。
第二百一十一條の十二第四項中「第四百三十三條の二第二項(連呼行為における静謐の保持)の下に「及び第六百四十四條の六第三項(長時間にわたる街頭演説の規制)を加える。

第二百一十一條の十三の次に次の一号を加える。
一の二 第二百三十一條第四項(選挙事務所の移動の制限)の規定に違反して選挙事務所を移動(廃止に伴う設置を含む)した者

第二百一十一條第五項中「第四百三十一條第四項」を「第四百三十一條第五項」に改める。
第二百一十一條の二第一項第四号中「候補者と同居している」を「候補者の下に」に改める。
第二百一十一條の二第二項中「第四百三十三條第七項若しくは第八項」を「第四百三十三條第八項若しくは第九項」に、「第四百三十三條第三項」を「第四百三十三條第四項」に改め、同条第二項中「第四百三十三條第二項若しくは第五項」に改める。
第二百一十一條第五号の二中「第四百三十一條第四項」を「第四百三十一條第五項」に改め、同条第六号の二中「第四百三十三條第三項」を「第四百三十三條第四項」に改める。

条第十四項」に改める。

第二百六十四條第三項中「第百四十四條の四」を「第百四十四條の二（ポスター掲示場）第八項及び第百四十四條の四」に、「及び第百七十二條の二」を「並びに第百七十二條の二」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第二十二條第二項、第百三十一條第四項、第百六十四條の六第三項、第百三十一條の五第一項、第百六十四條の六第一項、第百三十一條の八第一項、第百三十一條の九第一項、第百三十一條の十二第四項及び第百五十一條の二並びにこの法律による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條第一項及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（文書図画の掲示に関する経過措置）

第三条 施行日前に掲示された文書図画でこの法律の施行の際現に新法第百四十三條第十五項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第百四十七條に規定する文書図画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前に掲示されたこの法律による改正前の公職選挙法第百四十三條第十四項第一号の立札及び看板の類で後援団体に係るものになされた同条第十五項の表示については、施行日以後は、新法第百四十三條第十六項の表示でないものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業法の一部改正）

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項の表以外の部分中「第百三十一條第三項」を「第百三十一條第三項及び第四項」に、「第百四十四條第一号から第五号の三まで」を「第百四十四條第一号から第五号の二まで」に改め、同項の表第二十三條第一項の項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第六条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中「第百三十一條第三項」を「第百三十一條第三項及び第四項」に改め、同条の表第二十三條第一項の項中「九月十一日から同月十五日まで」を「九月三日から同月七日まで」に改める。

理由

最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の公正を確保し、あわせて金のかからない選挙の実現に資する等のため、選挙事務所の移動の制限、任意制ポスター掲示場の拡充、後援団体等の政治活動のために使用する文書図画の掲示の制限の強化、選挙の期間中における政党その他の政治団体の政治活動の規制の適正化及び連座制の強化を図るとともに、選挙人名簿の登録制度の改善その他所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年一月三十日印刷

昭和五十六年一月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局